

広陵町高齢者世帯住宅用火災警報器設置等費用助成金交付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町に住所を有する満75歳以上の者（以下「高齢者」という。）の在宅生活の安全安心を図るため、高齢者が住宅用火災警報器（以下「警報器」という。）の購入及び設置に要した費用に対し、予算の範囲内において広陵町高齢者世帯住宅用火災警報器設置等費用助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記録されている高齢者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 警報器を設置した日において高齢者のみで構成される世帯に属し、同一住宅内又は敷地内に高齢者でない親族等が居住していないこと。
- (2) 平成18年6月1日以前に建築された町内に存する自己若しくは自己と同一の世帯に属する者が所有する住宅又は賃貸借契約を伴わない借家に居住していること。
- (3) 町税等町に支払うべき債務を滞納する世帯に属していないこと。
- (4) 広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号）第2条に規定する暴力団員等と密接な関係を有していないこと。

(助成対象警報器)

第3条 助成金の交付の対象となる警報器は、法令等による規格に

適合するものであって、日本消防検定協会が検定を行い、器具本体に検定合格の表示がなされているものであること。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、前条の警報器の購入及び設置に要した費用の合計額とし、1世帯当たり1万円を上限とする。

2 助成金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(申請の手続等)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、広陵町高齢者世帯住宅用火災警報器設置等費用助成金交付申請書兼請求書(第1号様式)に次に掲げる書類等を添えて申請するものとする。

(1) 警報器の購入及び設置の日並びにそれらの費用がわかる書類

(2) 警報器の規格等がわかる書類

(3) 警報器を設置した位置がわかる写真等

(4) 交付金を振り込む金融機関の口座の情報がわかる書類

(5) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上助成金の交付の可否を決定し、広陵町高齢者世帯住宅用火災警報器設置等費用助成金交付決定(却下)通知書(第2号様式)により申請者に通知するとともに、交付を決定した助成金を申請者が指定した口座に振り込むものとする。

(譲渡等の禁止)

第7条 前条の規定により助成金の交付を受けた者は、助成金の交付の対象となった警報器をその目的以外に使用し、譲渡し、交換(故障等に伴うものを除く。)をし、転貸し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第 8 条 町長は、警報器の助成を受けた者が前条の規定に違反したとき、又は偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたときは、第 6 条の規定による交付決定を取り消し、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、同年 2 月 1 日以後に費用の請求を受けた警報器の購入及び設置について適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、第 7 条及び第 8 条の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。